

橋梁工事実施に伴う通航に際してのお知らせ

小名浜港においては、東港(人工島)へ連絡するため、平成21年度より臨港道路の整備を実施しております。
 平成26年3月末迄は、ご関係各位のご理解とご協力により、海上部の橋脚4基また、昨年からは上部工事(張出し架設)を着手し、橋脚の構築はすべて完了となりました。
 平成26年4月以降は、すべての橋脚(4基)より上部工事(張出し架設)を行うこととなり、今後は工事の進捗に伴い、通航路幅の変更と航路上空の制限も必要になりますので、下記の通りお知らせいたします。
 なお、安全な海上航行確保のため施工には十分注意いたしますが、以下に示す航路部通航の形態及び方法にご理解を頂き、ご関係の皆様方のご協力をお願いいたします。

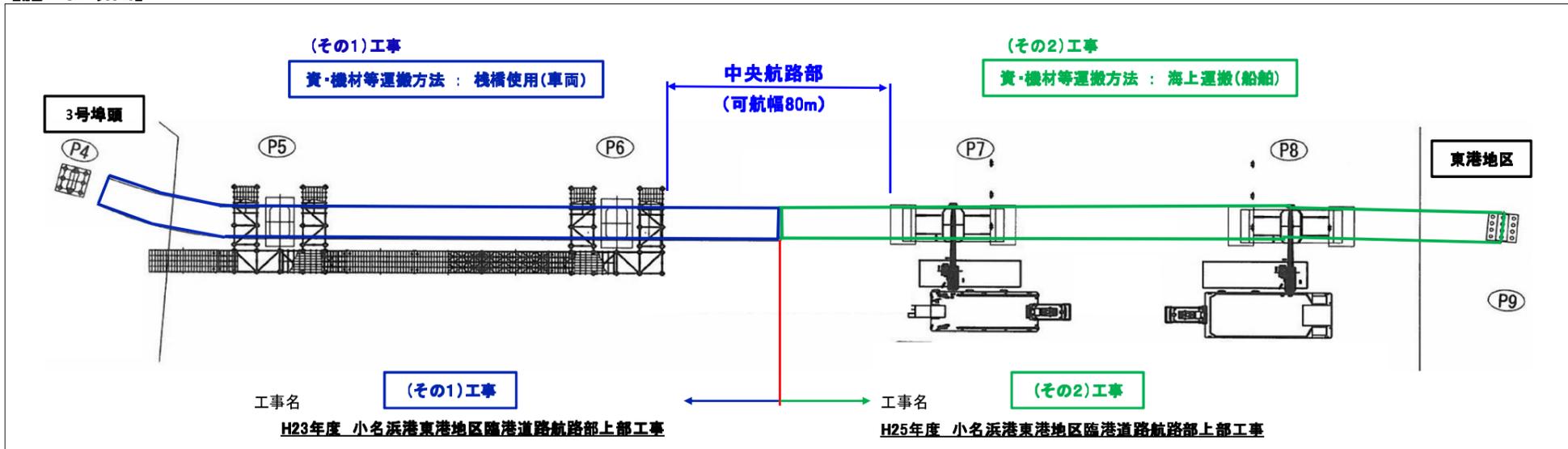
【施工位置図】



【施工位置拡大図】



【施工区域図】



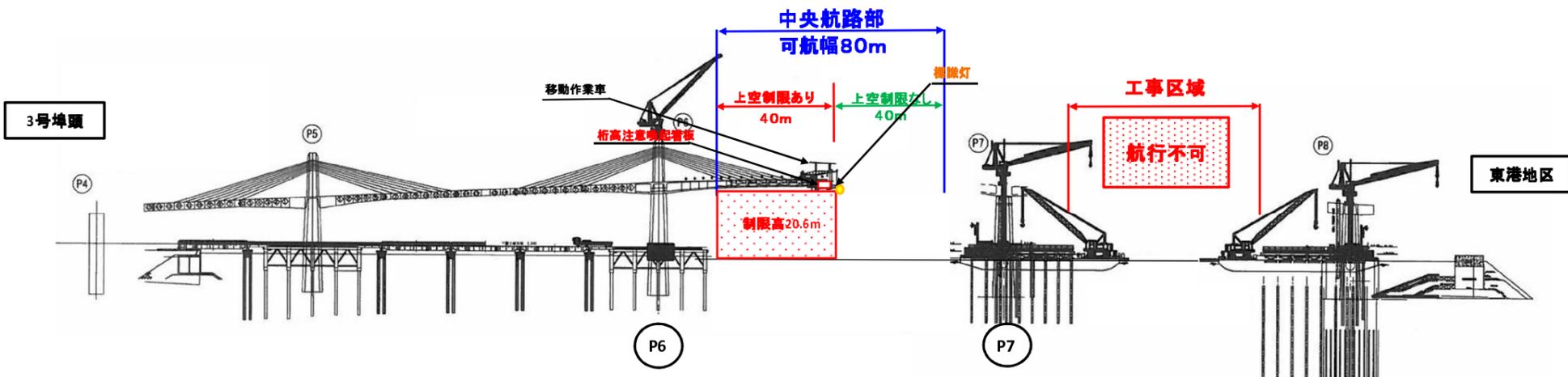
【航行形態】 * 平成26年4月1日～平成26年8月31日迄

【航路通航の注意事項】

- 航行船舶は入出港船舶とも、中央航路部(P6～P7間)可航幅80m間を通航願います。
- 可航幅が狭く、行き会い航行が危険であるため、大型船の入出港時は、行き会い航行を回避するようお願いいたします。
- 大型船と小型船が行き会う場合は、大型船の航行を優先をお願いいたします。
- 中央航路部(可航幅80m区間)は、3号埠頭側の40mが張出し架設作業中であり、上空制限が生じるため、高さ20.6m以上の船舶は、他の航路を通航するか航路東港側の40m(上空制限なし)を通航するようお願いいたします。

【平成26年9月以降について】

平成26年9月以降は、東港側の上部工(張出し架設)が始まり、P7、P8橋脚部の工事を実施することから、上空制限区域、可航幅とも制限が広がりますが、区域が明確になりましたら、追ってお知らせいたします。



【桁下高さ注意喚起看板】

*白地(反射板) 赤文字
長さ5.0m

高さ 0.85m **桁下高 20.6m**

* 航路張出し架設中は、移動作業車先端に夜間明示用灯標(黄色)を設置するとともに、側面には桁高注意喚起看板を設置する。また、夜間は移動作業車全体が視認できるよう灯光器にて照明する。

【連絡先】

【発注者】
国土交通省 東北地方整備局 小名浜港湾事務所
住所：〒971-8101 福島県いわき市小名浜字栄町65
第一工務課 TEL：0246-53-7104
FAX：0246-53-2912
<http://www.pa.thr.mlit.go.jp/onahama/>

【工事関係者】
清水・東亜・川田 特定建設工事共同企業体(その1工事)
住所：〒971-8101 福島県いわき市小名浜字栄町25
TEL：0246-38-3398 FAX：0246-38-3399
現場代理人 向原 慎次郎
担当者 佐々木 幸治

清水・東亜・川田 特定建設工事共同企業体(その2工事)
住所：〒971-8101 福島県いわき市小名浜字宮下31-1
TEL：0246-84-6324 FAX：0246-84-6413
現場代理人 北村 裕
担当者 草野 賢一